

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	1 所 属 伏見区役所深草支所地域力推進室（事案発生時：山科区役所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課） 2 年齢・性別 38歳・女性 3 職位・職種 係員・事務
処 分 日	令和6年11月14日
処 分 内 容	減給10分の1 1月
事 案 概 要	<p>被処分者は、令和3年4月から令和6年4月までの約3年にわたって、自身が担当していた被保護世帯から収入の申告があったにも関わらず、適切な事務処理を怠った。</p> <p>その結果、生活保護費の過払い（約837万円）が生じ、うち、就労経費等の額を除く約405万円の返還請求を行うこととなった。</p> <p>また、本来であれば、令和4年4月に別の担当者へ当該世帯の担当を引き継ぐべきであったにも関わらず、自身で当該世帯の保護台帳を保持し続け、生活保護費に過払いが生じていること等について、上司への報告を長期間にわたり行わなかった。</p>
備 考	<p>上記事案に対する管理監督責任として、事案発生時の直属の上司に対し、以下のけん責処分を行った。</p> <p>係長2名：市長名による厳重文書訓戒 課長2名：市長名による文書厳重注意</p>